



仙 北 市

「観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして」




合併期日	平成17年9月20日	合併の方式	新設
合併関係市町村	田沢湖町、角館町、西木村		

所在地	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
電話	0187-43-1111
FAX	0187-43-1300
ホームページ	http://www.city.semboku.akita.jp/
Eメール	semboku@city.semboku.akita.jp

面積	1093.64	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	672.06	km ²	田沢湖町
	156.63	km ²	角館町
	264.95	km ²	西木村

人口	33,565	人	(H12国勢調査)
内訳	12,899	人	田沢湖町
	14,676	人	角館町
	5,990	人	西木村

世帯数	10,378	世帯	(H12国勢調査)
内訳	4,127	世帯	田沢湖町
	4,618	世帯	角館町
	1,633	世帯	西木村

<p>位置・地勢</p>	<p>秋田県の東部中央に位置し、北は鹿角市、北秋田市、東は岩手県、南は大仙市、美郷町、西は秋田市と隣接している。 市のほぼ中央に水深日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。地域の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水源となっている。</p>	
--------------	---	---

<p>産業・観光</p>	<p>仙北市は、これまで培われてきた歴史と文化、美しい自然景観と素朴な農山村風景など、恵まれた資源に満ち溢れている。</p> <p>[田沢湖地区] 田沢湖地区は、田沢湖や秋田駒ヶ岳、あるいは玉川温泉や乳頭温泉郷等の豊富な観光資源を有する田沢・生保内地域と大規模区画圃場整備が完工し、農業の一大生産基地となっている神代地域に分けられており、農業と観光の結びつきを図っていくことが課題となっている。 これまでも体験学習旅行の受け入れや旅館・ホテルへの地場農産物の供給等が行われてきており、今後は、仙北市全体にこうした動きを広げていくとともに、組織のネットワーク化を進めることとしている。 また、生保内地域では、JR田沢湖駅前広場を核として生保内商店街をはじめとする生保内市街地全体の活性化に努めることとしている。 一方、神代地域は、農業の中核地帯として、農地及び農村環境の保全に努めていくものとし、担い手の確保や集落営農組織の育成を進めている。 田沢地域については、森林や水資源を大切にした農村風景の維持に努めるとともに、玉川温泉や八幡平の玄関口としての利点を活かし、地域の活性化対策に取り組むこととしている。</p> <p>[角館地区] 角館地区は、城下町としての面影を残す市街地を中心に農業地帯の周辺部が広がっており、長い歴史を刻む武家屋敷や桜並木に象徴される歴史と文化のまちとして、全国的な名声を博しており、本市においてももっとも人口が集積されている地区である。 武家屋敷通りを中心に年間を通じて観光客が訪れており、JR角館駅から商店街を経由して武家屋敷や桜並木を回遊するコースの魅力づくりが求められており、商店街の振興や都市基盤整備等を進め、中心市街地活性化対策に取り組むこととしている。 また、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている武家屋敷周辺地域については、城下町としての形態を維持しつつ、その保存整備に努めている。 一方、周辺部の白岩、雲沢、中川の各地域は、基幹産業である農業の振興を図っていく必要があり、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むとともに、特産作目の生産拡大や畜産の振興に努めている。また、田沢湖地区、西木地区と連携したグリーンツーリズムや武家屋敷と農業を結びつけた体験学習をメニュー化した地域の活性化をめざすこととしている。</p> <p>[西木地区] 西木地区は、国道105号、秋田内陸縦貫鉄道、そして桧木内川に沿って集落が南北に細長く点在している。農林業を基幹産業としており、ほうれん草やそばの産地になっているほか、農業と観光資源を活かしたグリーンツーリズムにも力を入れている。 また、西明寺栗や木炭、あるいは山菜等、森林資源も豊富であり、かたまえ山森林公園など、森林を活用した施設も整備されている。 今後は、さまざまな素材を活かしつつ、農山村風景の保全に努め、グリーンツーリズムやエコツーリズムの交流拠点としての位置づけを明確に打ち出す一方、こうした地域活動に取り組む人材の育成に努めることとしている。 また、少子高齢化が進む中で、定住促進対策が急務となっており、雇用環境の整備や企業誘致に取り組むとともに、コミュニティ活動の活発化を促進している。 なお、桧木内地域及び上桧木内地域は、田沢湖や玉川ダム、北秋田市とそれぞれ峠を隔てて隣接しており、アクセス道路の整備や秋田内陸縦貫鉄道の活用により交流の促進を図っていく。</p>
--------------	---



田沢湖



桧木内川堤の桜

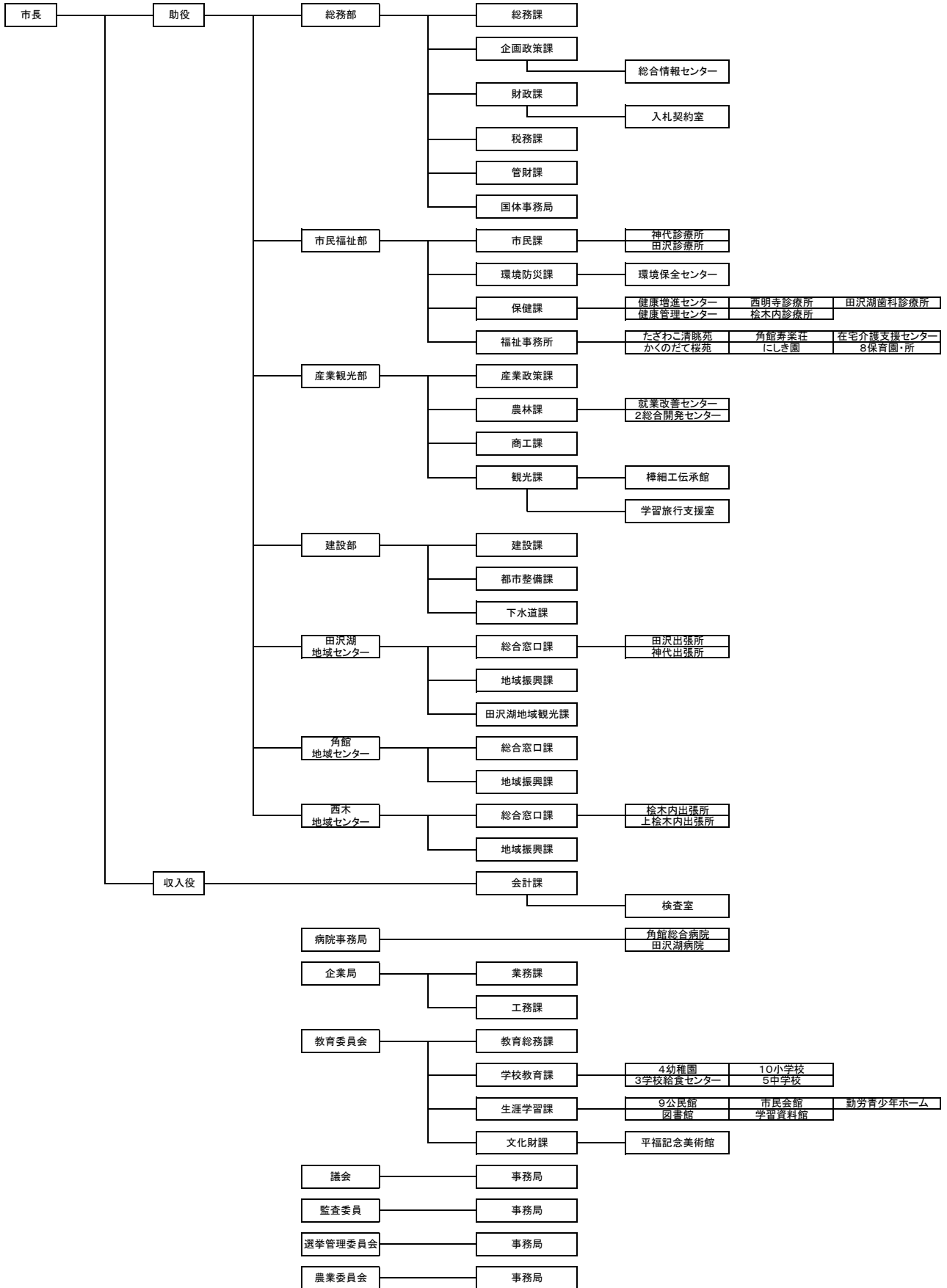


カタクリ群生地

組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	石黒 直次	東海林 文和	—	佐藤 峯夫	戸澤 清
	H17.10.30～	H18.7.1～	—	H17.9.27～ H18.4.30	H17.9.27～ H18.4.30

行政 施策	<p>■ 施策の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史と自然が織り成す交流拠点のまち (2) 全ての生命を慈しむ健康福祉のまち (3) 特色ある資源を活かした産業創造のまち (4) 安心・安全で潤いのある生活環境のまち (5) 明日を担う人材を育む教育文化のまち (6) 共に参加し行動する市民協働のまち <p>■ 重点プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住対策プロジェクト テンミリオン計画プロジェクト 産業連携プロジェクト
----------	--

行政機構（合併時点）



1 合併関係市町村の沿革

田沢湖町:昭和 31(1956)年 9 月、生保内町、田沢村、神代村が合併し誕生した。

角館町:昭和 30(1955)年 3 月、角館町、中川村、雲沢村、白岩村が合併し誕生した。

西木村:昭和 31(1956)年 9 月、檜木内村、西明寺村が合併し誕生した。

平成 17(2005)年 9 月 20 日、上記 2 町 1 村が新設合併し、「仙北市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

3 町村は地理的条件、歴史的つながりの中で結びつきを深めてきた経緯がある。

交通基盤については、鉄道は秋田新幹線、J R 田沢湖線、秋田内陸縦貫鉄道、道路は国道 46 号、国道 105 号、国道 341 号や主要地方道等が 3 町村を連絡し、地域住民の交流や物流を支えている。

住民の日常生活面においては、角館町中心部及び周辺部への通勤・通学の流入が多く、J R 角館駅東の国道 105 号沿いの大型小売店を中心に集客力を高めており、日常生活圏としても 3 町村間の結びつきは緊密である。

行政面においても、ごみ処理、し尿処理の業務において一部事務組合を設置・運営してきた。

3 合併に向けた動き

田沢湖町、角館町、西木村は、地理的な条件により古くから一体的な繋がりの中で、その歴史を積み重ねてきた経緯があり、行政面においても一部事務組合としてし尿とごみ処理施設を設置し、事務の共同処理を行っているほか、多くの分野において一体的な取組みを進めてきていた。

こうした中、平成 12 年 4 月、地方分権一括法の施行により分権改革が実行段階を迎え、全国的に市町村合併が検討される状況となり、秋田県においても、こうした動向を踏まえ、平成 13 年 12 月に市町村合併支援本部が、県内地域の合併パターンを例示した。この中で、当地域については、大曲・仙北 14 市町村と北部（北浦地域）4 町村（田沢湖町、角館町、西木村、中仙町）の 2 つの合併パターンが示された。

これを受けて、田沢湖町、角館町、西木村、中仙町では、平成 14 年 8 月 6 日、「仙北北部四か町村合併調査研究会」を発足させ、地域住民に対するアンケート調査の実施や市町村合併に関する住民説明会などを行い、「合併を検討する」ことの必要性について、地域住民の理解を得ることに努めた。

そして、アンケート調査結果や住民説明会を通じて得られた地域住民の意向を踏まえて、同年 12 月 24 日、任意組織である「仙北北部四か町村合併協議会」が発足し、法定合併協議会設置に向けての準備が進められた。なお、県では、同日、4 町村の区域を、合併重点支援地域に指定した。

しかし、平成 15 年 1 月 27 日、中仙町が合併協議からの離脱を表明したため、同年 1 月

31日の臨時合併協議会において、中仙町の離脱を承認するとともに、引き続き3町村による合併協議を進めることとし、合併協議会の名称を「仙北北部合併協議会」と変更した。

同年3月には、3町村議会において、法定合併協議会設置に関する議案が可決され、同年4月1日、「田沢湖・角館・西木合併協議会」が設置された。

法定合併協議会では、新市の名称などいわゆる基本4項目や3町村の事務事業等の調整、新市建設計画の策定等の協議を重ね、平成17年1月12日開催予定の合併協議会において、新市建設計画を除くすべての合併協定項目の協議が終了することとなっていた。

ところが、同年1月7日、角館町長が合併協議からの離脱を表明、同年1月17日第9回臨時合併協議会において角館町の離脱が承認され、同年2月14日に廃止することで3町村長の合意がなされた。

しかし、角館町議会において法定合併協議会廃止議案が否決され、田沢湖町、西木村の両議会では、これを受けて、廃止議案が取り下げられたことから、法定合併協議会は法律上は廃止されず、休止状態となった。

こうした動きと並行して、田沢湖町と西木村は、同年2月15日に「田沢湖・西木合併協議会」を設置、同月23日から3月16日までの間に4回の法定合併協議会を開催し、新町建設計画を含むすべての合併協定項目の協議を終了させた。

一方、角館町では、町長が辞職したことから、同年3月13日に町長選挙が行われ、新町長が選出された。町長選挙後、角館町から、合併協議再開の申入れがあり、3町村で協議した結果、同月27日に合併協議を再開し、協議が整ったことから、同月28日に合併協定に調印、同月29日に3町村議会において合併関連議案を可決し、同月31日に県事に合併の申請を行った。

なお、「田沢湖・西木合併協議会」は、同年4月27日に県議会において、3町村の合併関連議案が可決されたことを受け、同年5月6日の田沢湖町、西木村両議会における合併協議会廃止議案の可決を経て、同日廃止された。

平成14年	8月6日	第1回仙北北部四か町村合併調査研究会 (研究会設立並びに規約、研修会等について)
	8月28日	仙北北部四か町村合併調査研究会先進地研修 (仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会)
	9月～10月	市町村合併に関する住民アンケート実施 (仙北北部四か町村) ※アンケート結果は下段
	10月9日	第2回仙北北部四か町村合併調査研究会 (事務事業実態調査について)

平成 14 年	10 月 28 日	仙北北部四か町村合併協議会（仮称）設立準備会事務打合会 （任意協議会設立準備会について）
	11 月 6 日	仙北北部四か町村合併協議会（仮称）設立準備会事務打合会 （任意協議会設立準備会について）
	11 月 12 日	第 3 回仙北北部四か町村合併調査研究会 （事務事業実態調査について、任意協議会について）
	11 月 25 日	仙北北部四か町村合併協議会設立準備会 （任意協議会設立について）
	12 月 24 日	第 1 回仙北北部四か町村合併協議会 （任意協議会規約、役員選出、事業計画、予算、協議会日程等） （終了後、県知事へ 4 町村長訪問、支援を要請）
	12 月 27 日	第 1 回幹事会 （役員互選、先進地視察、合併基本項目、将来構想等）
	平成 15 年	1 月 10 日
1 月 14 日		第 2 回幹事会 （法定協議会規約（案）、予算（案）、合併基本項目について、その他）
1 月 17 日		第 2 回仙北北部四か町村合併協議会 （法定協議会規約について、平成 15 年度予算（案）、合併基本項目、その他）
1 月 20 日 ～ 21 日		先進地視察 青森県方面 （五戸町・倉石村合併協議会、八戸地域合併検討協議会）
1 月 27 日		中仙町合併特別委員会で当協議会より離脱、大曲仙北合併協議会へ参加の意思を決定。中仙町長、中仙町議会議長が 3 町村を訪問し、離脱の意思を伝達
1 月 31 日		仙北北部四か町村合併協議会臨時会 （報告事項について～中仙町の離脱を正式に承認）
2 月 10 日		第 3 回幹事会 （規約改正、役員変更、規則改正、将来構想の見直し、その他）

平成 15 年	2 月 14 日	町村長、助役打合せ (今後の基本的な方針と進め方についての協議)
	2 月 17 日	第 4 回幹事会 (第 3 回協議会案件検討、PRパンフレット素案検討)
	2 月 18 日	町村長、助役打合せ (第 3 回協議会について)
	2 月 21 日	第 3 回仙北北部四か町村合併協議会 (規約改正、会議運営規程の改正、協議会日程、合併基本項目) (終了後、3 町村長、知事を訪問)
	3 月 1 日	仙北北部合併協議会臨時会 (規約改正により名称変更) (町村合併による財政的合併効果の概要)
	3 月 12 日	第 4 回仙北北部合併協議会 (合併協定項目の決定方法、法定協議会規約、予算、法定協議会設置に関する議案)(報告：財政シミュレーション、事務事業現況調査の概要)
	3 月 13 日	西木村議会で「法定協議会設置に関する議案」可決
	3 月 18 日	角館町議会で「法定協議会設置に関する議案」可決
	3 月 20 日	田沢湖町議会で「法定協議会設置に関する議案」可決
	4 月 1 日	田沢湖・角館・西木合併協議会発足
	4 月 10 日	第 1 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開催 (以降、全 32 回の合併協議会を開催)
平成 17 年	3 月 28 日	合併協定調印式
	3 月 29 日	田沢湖町議会、角館町議会、西木村議会 (合併関係議案可決)
	3 月 31 日	県知事へ廃置分合を申請
	4 月 27 日	県議会で廃置分合議案可決
	5 月 6 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	5 月 26 日	総務大臣の告示
	9 月 20 日	仙北市誕生

市町村合併に関する住民アンケート結果

(平成 14 年 9 月～10 月実施)

	田沢湖町	角館町	西木村	中仙町
送付数 (票)	5,336	12,387	5,022	3,174
回収数 (票)	3,141	7,813	3,132	2,271
回収率 (%)	58.9	63.1	62.4	71.6

Q あなたは市町村合併についてどのように思いますか？ (%)

	田沢湖町	角館町	西木村	中仙町
合併は必要と思う	52.1	60.1	56.4	63.1
合併は必要ないと思う	28.6	17.5	21.1	18.5
わからない	17.4	18.6	19.6	15.8
無回答	1.9	2.9	3.0	2.7

Q (合併が必要と答えた方で) どのような合併が望ましいと思いますか？ (%)

	田沢湖町	角館町	西木村	中仙町
大曲・仙北 14 か町村	16.6	16.2	14.8	49.5
北部 4 か町村	74.0	66.0	72.6	37.8
上記以外で隣接する市町村	7.3	14.6	9.0	11.3
その他	1.1	2.2	1.3	0.6
無回答	0.9	1.0	2.3	0.8

4 合併協議の概要

平成 15 年	4 月 10 日	第 1 回合併協議会にて次の項目を確認 会長 田沢湖町長 佐藤清雄 副会長 角館町長 太田芳文 西木村長 田代千代志 委員 25 名（会長、副会長を含めず） ・ 田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程 ・ 協議会日程 ・ 合併の方式 ・ 合併の期日
	5 月 23 日	第 2 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 財産の取扱い ・ 一般職の職員の身分の取扱い
	6 月 27 日	第 3 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 田沢湖・角館・西木合併協議会規約の一部改正 ・ 田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会設置規定
	7 月 25 日	第 4 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 地方税の取扱いについて（その 1） ・ 特別職の職員の取扱い ・ 介護保険事務の取扱い
	8 月 29 日	第 5 回合併協議会
	9 月 26 日	第 6 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 慣行の取扱い ・ 各種事務事業の取扱い ・ 国際交流・広域交流事業の取扱い ・ 広報広聴関係事業の取扱い ・ 窓口業務の取扱い ・ 高齢者福祉事業の取扱い
	10 月 24 日	第 7 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 条例・規則等の取扱い ・ 公共的団体等の取扱い
	11 月 21 日	第 1 回臨時合併協議会
	11 月 28 日	第 8 回合併協議会
平成 16 年	1 月 23 日	第 9 回合併協議会にて次の項目を確認 ・ 補助金・交付金等の取扱い

平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災関係事業の取扱い ・ 障害者福祉事業の取扱い ・ 児童福祉事業の取扱い ・ 生活保護事業の取扱い ・ 市（町村）立学校の通学区域の取扱い ・ 学校教育事業の取扱い ・ 文化振興事業の取扱い ・ コミュニティ活動の取扱い ・ 社会教育事業の取扱い
	2 月 13 日	第 2 回臨時合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の名称案募集要項 ・ 新市の名称の決定方法 ・ 新市名称候補選定委員会設置要綱
	2 月 27 日	第 10 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱い（その 2） ・ 使用料・手数料等の取扱い ・ 行政区の取扱い ・ 納税関係事業の取扱い ・ 商工・観光関係事業の取扱い ・ 勤労者・消費者関連事業の取扱い ・ 建設関係事業の取扱い
	4 月 13 日	第 3 回臨時合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集運搬業務事業の取扱い ・ 環境対策事業の取扱い ・ 上・下水道事業の取扱い ・ 地域交通対策関係事業の取扱い
	4 月 30 日	第 11 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電算システムの取扱い
	5 月 20 日	第 4 回臨時合併協議会
	5 月 31 日	第 12 回合併協議会
	6 月 16 日	第 5 回臨時合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新自治体の名称 ・ 議会議員の定数及び任期の取扱い ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
	6 月 25 日	第 13 回合併協議会
	7 月 22 日	第 14 回合併協議会にて次の項目を確認

平成 16 年		・ 一部事務組合の取扱い
	8 月 23 日	第 15 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業の取扱い ・ 保健衛生事業の取扱い ・ その他の福祉事業の取扱い ・ 環境衛生事業の取扱い ・ その他の事業の取扱い
	9 月 13 日	第 6 回臨時合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業の取扱い
	9 月 24 日	第 16 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町名・字名の取扱い ・ 一部事務組合等の取扱い（その 2） ・ 農林水産関係事業の取扱い
	10 月 5 日	第 7 回臨時合併協議会
	10 月 22 日	第 17 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の取扱い
	11 月 26 日	第 18 回合併協議会
	12 月 10 日	第 8 回臨時合併協議会
	12 月 24 日	第 19 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の事務所の位置 ・ 病院及び診療所の取扱い
	平成 17 年	1 月 17 日
3 月 27 日		第 10 回臨時合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の期日 ・ 議会議員の定数及び任期の取扱い（合併の期日が確認されたことにより、再協議し確認） ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（前述同様） ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 地域自治組織の取扱い ・ 財産の取扱い（その 2） ・ 新市建設計画
5 月 26 日		第 20 回合併協議会
8 月 9 日		第 21 回合併協議会 市章デザインの選考
8 月 26 日		第 22 回合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域審議会の取扱い

① 合併の方式

「仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」

合併の方式については、任意の合併協議会発足時から、いわゆる対等合併を前提として関係町村による協議が進められており、編入合併方式はまったく念頭になく、平成15年4月10日第1回合併協議会において、「新設合併」とすることを確認した。

② 合併の期日

合併の期日については、平成15年4月10日第1回合併協議会において「平成17年3月末日以前とする。」との確認がなされた。

以後、合併協議が進み、合併に向けた具体的なスケジュールを確定させる必要もあり、平成16年12月24日第19回合併協議会において、合併期日を年度末の月曜日である「平成17年3月28日」とする提案がなされた。

しかし、翌年1月、角館町の合併協議離脱により合併協議会は休止状態となった。その後、3月には角館町が合併協議に復帰したが、県知事の合併の決定、総務大臣の合併の告示に要する日数を考慮すれば、3月28日の合併は不可能となった。

このため、平成17年3月27日第10回臨時合併協議会において、合併期日を「平成17年3月末日以前とする。」という確認を解除し、合併期日を「平成17年3月28日」とする提案を取り下げたうえで、あらためて合併期日として「平成17年9月20日」とすることを確認した。

合併の期日を、年度末の県知事への合併申請の約6か月後としたのは、総務大臣の合併の告示までに要する日数のほか、合併協議会における確認事項に基づく町村間での具体的な事務事業の調整、地域住民に関する個人情報統合作業、安定して稼働できる電算システムの構築等に要する日数等を勘案し、最低限6か月程度は必要と判断したことによる。

なお、合併の期日を9月20日（火曜日）としたのは、9月19日（月曜日）が祝日（敬老の日）であり、実質的に旧町村での業務が終了する9月16日（金曜日）の後、新市への移行作業の時間が3日間確保できるためであった。

③ 新市の名称の取扱い

新市の名称については、任意の合併協議会における「新自治体の名称については、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は、公募によらず現在の名称を基にして、法定協議会で協議のうえ決定する。」との合意事項に変更を加えず、平成15年5月23日第2回合併協議会に提案された。

同年6月27日第3回合併協議会では、名称の公募を行わないことは確認されたが、名称については、現在の町村名を使う案や新しい名称の案など様々な提案がなされ意見の集約には至らなかった。

このため、同年9月26日第6回合併協議会において、法定合併協議会の会長及び副会長である田沢湖町、角館町、西木村の3町村長が協議の上、「新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。」とすることを確認した。

その後、臨時合併協議会を開催するなどして協議を行ったが、意見集約ができなかったことから、同年11月28日第8回合併協議会において、無記名による投票を行った。合併協議会委員27名による投票の結果、賛成16票、反対11票で、会議運営規程に定める出席委員の3分の2以上の賛同が得られなかったため、「田沢湖」と「角館」を連ねる名称案は否決された。

「連称案」の否決を受け、地域住民から新自治体の名称についての考えを聞き、その結果を協議の過程に反映させるとの理由から、平成16年1月23日第9回合併協議会において、公募によらないとする決定方法を、次のとおり変更した。「・・・決定方法は、地域住民から現町村名を単独では用いない名称案を広く募集し、その結果に「田沢湖」、「角館」、「西木」の三市を加え、法定協議会で協議のうえ決定する。」

新自治体の名称募集は、3町村内の中学生以上を対象に、同年3月1日から31日までの間行われた。応募総数は2,315（有効応募数2,180）であった。

法定合併協議会に設置された新市名称候補選定委員会が、第1次名称候補20を選定した後、同年5月20日第4回臨時合併協議会において、会長及び合併協議会委員の投票により、第2次名称候補10を選定した。

同年5月31日第12回合併協議会において、さらに投票を行い、「みちのく市」「角館市」「田沢湖市」「北の都市」を第3次名称候補として選定した。

当初、同年6月16日第5回臨時合併協議会において、協議により新市の名称を決定することとしていたが、協議会冒頭、3町村議会選出の合併協議会委員の総意として、「合併を成し遂げるために、身を削る思いであるが、現町村名を除いて、新市の名称を考えたらどうか。」との3町村議会議長連名の提案がなされた。

これを受け、休憩を挟んで断続的に協議が行われた。最終的には、3町村の長、合併協議会委員である助役、議会議長、副議長、合併特別委員会委員長らによる話し合いの結果を受け、会長が、第2次名称候補の中に含まれていた「仙北市（せんぼくし）」を新市の名称とすることを提案し、全会の拍手をもって決定した。

④ 新市事務所の位置の取扱い

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

- 「(1) 新市の事務所の位置は、田沢湖町生保内字宮ノ後 30 番地(田沢湖町役場)とする。
(2) 庁舎の利用方法は、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。なお、住民に対する窓口業務については、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。」

新市の事務所の位置については、平成 15 年 5 月 23 日第 2 回合併協議会において、「新自治体の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。なお、住民に対する窓口業務は本庁舎、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。」とすることを確認した。

ただし、分庁舎方式における地方自治法上の事務所の位置いわゆる本庁舎の位置については、新市の名称と密接な関連があるとの理由から、新市の名称が決定するまでは、協議を行わないこととされた。

なお、同年 9 月 26 日第 6 回合併協議会において、3 町村長が新市の名称案を提案した際に、併せて、新市の事務所の位置について、次のとおり提案された。「当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田 47 番地（現西木村役場）とする。」

しかし、同年 11 月 28 日第 8 回合併協議会において、3 町村長が提案した「連称案」が否決されたことに伴い、新市名称案と併せて提案されていた、旧西木村役場を新市の事務所の位置とする案は、取り下げられることとなった。

その後、合併協議会における新市の事務所の位置に関する協議は中断し、平成 16 年 11 月 26 日第 18 回合併協議会において再開されたが、意見集約には至らなかった。

新市の事務所の位置を協議により決定することは困難な状況と判断されたことから、同年 12 月 10 日第 8 回臨時合併協議会では、同年 12 月 24 日第 19 回合併協議会において、会長及び協議会委員による投票を行い、投票総数の 3 分の 2 以上を得たものを新市の事務所の位置とすることを確認した。

第 19 回合併協議会において、記名による投票が行われ、田沢湖町役場「20 票」、角館町役場「8 票」、西木村役場「0 票」となり、田沢湖町役場の得票が 3 分の 2 を上回ったことから、新市の事務所の位置は、

「田沢湖町生保内字宮ノ後 30 番地（田沢湖町役場）」
とすることを確認した。

⑤ 財産の取扱い

財産の取扱い（その1）については、平成15年5月23日第2回合併協議会において、次のとおり提案され、同日確認した。

「3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新自治体に引き継ぐ。」

また、財産の取扱いについて（その2）については、平成17年3月27日第10回臨時合併協議会において、次のとおり提案され、同日確認した。

「田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は、新市において存続する。」

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

「(1)3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

(2)新市の議会議員の定数は24人とする。」

議会議員の任期及び定数の取扱いについては、平成15年6月27日第3回合併協議会において、「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関する小委員会」を設置し、協議結果を法定合併協議会に報告することを確認した。

小委員会では、5回の会議を重ね、同年10月24日第7回合併協議会に、「定数は24名、任期については、平成17年10月31日まで在任する。」との協議結果の報告を行った。その後、平成16年1月23日第9回合併協議会において、小委員会報告のとおり提案がなされた。

同年2月27日第10回合併協議会において、各町村議会での検討結果が報告されたが、田沢湖町、西木村両議会では在任特例の適用、角館町議会では設置選挙の実施が適当とのことであり、法定合併協議会としての意見の集約はできなかった。

同年4月30日第11回合併協議会において、協議会休憩中の3町村長、町村議会選出の合併協議会委員の話し合いの結果、在任特例の適用については意見の一致はみだが、在任特例の期間、定数については、さらに協議が必要との結論に至り、継続協議の取扱いとなった。

その後も協議は継続して行われたが、協議による意見集約はできなかったことから、同年6月16日第5回臨時合併協議会において、出席委員26名による投票を行うこととなった。無記名投票の結果、提案内容に賛成が19、反対が7となり、会議運営規程に定める出席委員の3分の2以上の賛成が得られたことから、議会議員の任期及び定数については、提案のとおりとすることを確認した。

なお、平成17年3月27日第10回臨時合併協議会において、合併の期日を平成17年9月20日と確認したことから、在任特例の期間は、平成17年度末の合併を基準として定めたものであったため、同協議会において、在任特例の期間を平成18年4月30日までとする再協議案を提案し、同日、提案のとおりとすることを確認した。

田沢湖町 定数：20人、任期平成17年9月29日

角館町 定数：20人、任期平成20年3月30日

西木村 定数：16人、任期平成17年9月29日

(在任特例の理由)

新市建設計画の新年度予算及び今後予定等への推移等を協議するため在任期間が必要との見解に達した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

「(1) 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、平成17年12月19日まで引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

(2) 選挙による委員の定数は、20人とする。

(3) 旧町村を区域とする3つの選挙区を設け、各選挙区ごとの定数については、合併時までに調整する。」

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについては、平成15年6月27日第3回合併協議会において、小委員会を設置し、協議結果を法定合併協議会に報告することを確認した。

小委員会では、同年10月24日第7回合併協議会に「3町村の農業委員会は、農業委員会等の法律の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。選挙による委員の定数は、20人とする。各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整する。」との協議結果の報告を行った。その後、平成16年1月23日第9回合併協議会において、小委員会報告のとおり提案がなされた。

以後、農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについては、議会議員のそれと同時に確認すべきとの合併協議会委員の意向があり、実質的な協議をすることもなく、継続協議の状態が続いた。

同年6月16日第5回臨時合併協議会において、議会議員の任期及び定数の取扱いを確認したことから、農業委員会委員についても協議が行われ、提案のとおりとすることを確認した。

なお、平成17年3月27日第10回臨時合併協議会において、合併の期日を「平成17年9月20日」と確認した。在任特例の期間は、議会議員同様、平成17年度末の合併を基準として定めたものであったため、同協議会において、在任特例の期間を平成17年12月19日までの3か月間とする再協議案を提案し、同日、提案のとおりとすることを確認した。

(在任特例の理由)

農地面積が広く地域実情に精通した委員の選任には時間的猶予が必要であるとの見解に達し、在任期間が必要との考えに至った。

⑧ 地方税の取扱い

地方税の取扱い（その1）については、平成15年6月27日第3回合併協議会において、次のとおり提案された。

- 「(1) 個人の市町村民税の納期は、4期（6月・8月・10月・12月）とし、最終納期を角館町の例により12月28日とする。税率は3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (2) 法人等の市町村民税の均等割については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。法人税割の税率については、田沢湖町、西木村の例により12.3%とする。
- (3) 固定資産税の賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて、調整を図るものとする。
- (4) 軽自動車税の納期については、角館町、西木村の例により4月1日から4月30日までとする。
- (5) たばこ税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (6) 入湯税については、田沢湖町、西木村の例により入湯客1人1日150円とする。
- (7) 特別土地保有税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (8) 鉱産税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (9) 前納報奨率については、角館町の例により0.5%×納期前月数とし、1納期に係る限度税額は、田沢湖町、西木村の例により20万円とする。」

同年7月25日第4回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

地方税の取扱い（その2）については、平成16年1月23日第9回合併協議会において、次のとおり提案された。

- 「(10) 国民健康保険税については、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないように調整に努め、新市の賦課時に決定する。納期については、6期とし最終納期を12月28日とする。
- (11) 都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において事業の見直しを含めた検討を行い、将来的に廃止の方向で調整する。
- (12) 納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止する。」

同年2月27日第10回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、平成 15 年 5 月 23 日第 2 回合併協議会に次のとおり提案され、同日確認した。

- 「(1)3 町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2)職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3)職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時まで調整を図る。
- (4)給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。」

⑩ 新市建設計画

新市のまちづくりの基本構想は、任意の協議会である「仙北北部合併協議会」において、検討が始められた。任意協議会では、3 町村が有する全国的に知名度の高い観光資源を活かし、観光産業をベースに他の産業との連携強化を図りながら、北東北の拠点都市を目指すという、新しいまちづくりの方向性が話し合われた。

こうした経緯を踏まえた上で、平成 15 年 8 月 29 日第 5 回合併協議会において、「新市将来構想（案）」が示された。同案は、「観光産業を活かしたまちづくり」「歴史と文化が息づくまち」「ふるさとを愛し、誇れる人づくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の 4 つをまちづくりの基本理念とし、新市の将来像を「観光産業を活かした北東北の拠点都市をめざして」とするものであった。同案は、平成 16 年 3 月に、3 町村全世帯に概要版が配付された。

新市建設計画（素案）は、地域住民から寄せられた将来構想（案）に対する意見・要望等を踏まえた上で、同年 9 月 13 日第 6 回臨時合併協議会において、提案された。

素案には、将来構想（案）で示された、まちづくりの基本理念、新市の将来像が引き継がれ、まちづくりの方針（目標）として、「観光産業を活かした北東北の「交流拠点都市」「観光や暮らしの中で人の行き来をさかんにする交通の整備」「さまざまな交流でつくる「生活文化都市」「まちづくりをサポートする行財政の改革」が掲げられた。

同年 10 月 5 日第 7 回臨時合併協議会において、素案に対する協議が行われた。その協議内容を踏まえ、同月 22 日第 17 回合併協議会には、新市建設計画（案）が提案され、協議の結果、県との内協議を行うことが了承された。

その後、県との内協議を進め、平成 17 年 3 月 27 日第 10 回臨時合併協議会において、県との正式協議を経たものを成案とすることを確認した。

新市建設計画（案）に対する県の同意が得られたのは、翌 28 日であった。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員の身分の取扱いについては、平成 15 年 7 月 25 日第 4 回合併協議会において、次のとおり提案され、同日確認した。

- 「(1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。
法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。
(2) 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。」

⑫ 条例・規則の取扱い

条例・規則の取扱いについては、平成 15 年 9 月 26 日第 6 回合併協議会において、次のとおり提案された。

- 「条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。
(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
(3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。」

同年 10 月 24 日第 7 回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

機構及び組織の取扱いについては、平成 16 年 11 月 26 日第 18 回合併協議会において、次のとおり提案された。

「事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
(2) 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

【新市における事務組織・機構の整備方針】

- ① 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- ② 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- ③ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- ④ 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「地域センター」を設置する組織・機構
- ⑤ 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ⑥ 新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構

平成 17 年 3 月 27 日第 10 回臨時合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

手数料・使用料の取扱いについては、平成16年1月23日第9回合併協議会において、次のとおり提案された。

- 「(1)3町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2)3町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金のあり方等を合併時に統一するよう調整する。
- (3)各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努める。」

同年2月27日第10回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合の取扱い（その1）については、平成16年6月25日第13回合併協議会において、次のとおり提案された。

- 「(1)3町村が現在加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (2)事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。」

同年7月22日第14回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

また、一部事務組合の取扱い（その2）については、平成16年8月23日第15回合併協議会において、次のとおり提案された。

- 「(3)角館町外二か町村公衆衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。
- (4)秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退する。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。
- (5)各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。」

同年9月24日第16回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑯ 地域審議会の取扱い

地域自治組織の取扱いについては、平成 17 年 3 月 27 日第 10 回臨時合併協議会において、次のとおり提案され、同日確認した。

「合併特例法第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を設置する。」

その後、同年 8 月 26 日第 22 回合併協議会において、次のとおり提案され、同日確認した。

「(1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、合併前の田沢湖町、角館町及び西木村の区域ごとに地域審議会を設置する。

(2) 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。」

⑰ 町字名の取扱い

町、字の名称及び区域の取扱いについては、平成 16 年 6 月 25 日第 13 回合併協議会において、次のとおり提案された。

「現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。」

同年 9 月 24 日第 16 回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑱ 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、平成 15 年 8 月 29 日第 5 回合併協議会において、次のとおり提案された。

「(1) 新市章については、合併時に定める。

(2) 新市憲章、新市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。

(3) 各種宣言については、新市において定めるものとする。

(4) 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。

(5) 新市民歌については、新市において定めるものとする。」

同年 9 月 26 日第 6 回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

⑱ 補助金・交付金の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、平成 15 年 10 月 24 日第 7 回合併協議会において、次のとおり提案された。

「制度の経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。

(1) 3 町村で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整する。

(2) 独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、これまでの実績、効果を考慮し、調整する。

(3) 統廃合できる補助金、交付金等については、統廃合に向け調整する。」

平成 16 年 1 月 23 日第 9 回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

5 合併協定書の調印

平成 17 年 3 月 28 日午後 6 時から角館広域交流センターを会場に行われた。

調印式には、特別立会人の県副知事をはじめ合併協議会委員、3 町村の議会議員など 150 名が出席し、田沢湖町長、角館町長、西木村長が、合併協議会で確認された 55 項目が記された合併協定に署名、押印した。

続いて県副知事、合併協議会委員が立会人として順次署名を行った。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

平成 17 年 3 月 29 日に、3 町村議会で合併に関する議案がすべて可決された。

【田沢湖町】

議案第 53 号 市町村の廃置分合について

議案第 54 号 市町村の廃置分合に伴う財産処分について

議案第 55 号 市町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について

議案第 56 号 市町村の廃置分合に伴う農業委員会の議員の任期の特例について

議案第 57 号 市町村の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

【角館町】

議案第 51 号 市町村の廃置分合について

議案第 52 号 市町村の廃置分合に伴う財産処分について

議案第 53 号 市町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について

議案第 54 号 市町村の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

議案第 55 号 市町村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について

【西木村】

議案第 47 号 市町村の廃置分合について

議案第 48 号 市町村の廃置分合に伴う財産処分について

議案第 49 号 市町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について

議案第 50 号 市町村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について

議案第 51 号 市町村の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

② 廃置分合申請

平成 17 年 3 月 31 日、3 町村長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 17 年秋田県議会 4 月臨時会に廃置分合議案「議案第 142 号 市町村の廃置分合について」を提案、同議案は平成 17 年 4 月 27 日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 17 年 5 月 6 日付けで市町村の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 5 月 26 日付け総務省告示第 622 号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 町村では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

3 町村長の協議により、佐藤清雄（田沢湖町長）が適任であるとの意見集約をし、報告した。

② 新市章の決定

公募により決定した。

市章デザイン募集については、平成 17 年 5 月 27 日から同年 6 月 20 日まで、全国から募集を行い、専門機関により 5 点以内の選考を経た後、同年 7 月下旬の合併協議会で決定することとした。

平成 17 年 8 月 9 日第 21 回合併協議会において、第 1 次選考で選ばれた 5 作品について、会長及び合併協議会委員 28 名による投票を行い、現市章デザインが決定された。

③ 電算システムの統一

電算システム事業については、平成 16 年 2 月 27 日第 10 回合併協議会において、次のとおり提案された。

「合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時までに調整する。」

同年 4 月 30 日第 11 回合併協議会において、提案のとおりとすることを確認した。

これに基づき、基幹系（住民情報、内部情報系統）の電算システム統合を行い、併せて電算システム統合に必要な機器類を購入し、新市の電算システム環境を整え、新市発足時には、安定した稼働を確保した。

なお、一部上下水道料金、公営住宅管理等の業務では既存システムへの片寄せ方式を採用したものもある。

④ 例規の整備

例規の整備については、平成 15 年 10 月 24 日第 7 回合併協議会において確認した「条例、規則の取扱いについて」の調整結果に基づき整備を進め、新市の発足日に 188 件の条例の制定が、市長職務執行者により専決処分された。

⑤ 閉町式・閉庁式

【田沢湖町】

閉町式

平成 17 年 9 月 13 日、田沢湖町誕生 50 年記念式典並びに閉町式典を田沢湖町民会館を会場に関係者、町民など約 1,000 人が出席し開催された。田沢湖町民歌斉唱に続き、田沢湖町 50 年のあゆみの写真、資料等がスクリーンに上映された。式典では町に功績のあった功労者 10 人と 4 団体に表彰状が、45 人と 5 団体に感謝状が贈呈された。小・中学生による田沢湖町の思い出や仙北市への希望を述べたスピーチが行われた後、中学生 4 人により町旗の降納が行われ、町長に旗が手渡され式を閉じた。

閉庁式

平成 17 年 9 月 16 日、田沢湖町役場町民ホールにおいて閉庁式が行われた。式では職員 180 人を前に町長が式辞を述べ、閉庁式を閉じた。

【角館町】

閉町式

平成 17 年 9 月 17 日、角館町合併 50 周年記念並びに角館町閉町式を角館広域交流センターを会場に関係者、町民など約 250 人が出席して開催された。町に功績のあった功労者 27 人を表彰し、24 人と 1 団体に感謝状が贈呈された。式典終了後、ロシアの劇作家チェーホフ原作の「プロポーズ」を秋田風に翻案脚色した喜劇「ぷろぽーズ～今は昔の大合併。嫁とり物語～角館編」が特別上演された。

閉庁式

平成 17 年 9 月 16 日、角館町役場西側庁舎大会議室において閉庁式が行われた。式では職員 200 人を前に町長が式辞を述べ、町旗の降納、代表職員による職員記章の返納を行い、閉庁式を閉じた。式終了後には、出席者全員の記念撮影が行われた。

【西木村】

閉村式

平成 17 年 9 月 13 日、西木村村制施行 50 周年記念式典及び閉村式を桧木内小学校体育館を会場に関係者、村民など約 620 人が出席し開催された。式典では村に功績のあった特別功労者 3 人、功労者 22 人を表彰し、5 人と 3 団体に感謝状が贈呈された。村内の小・中学生全員が作詞、秋田県出身の作曲家・橋本祥路が作曲した「美しいふるさと」を児童生徒約 400 人が合唱した。中学生 4 人により村旗の降納が行われ、村長に旗が手渡され式を閉じた。

閉庁式

平成 17 年 9 月 16 日、西木村総合開発センター集会室において閉庁式が行われた。式では職員 120 人を前に村長が式辞を述べ、村旗の降納、代表職員による職員記章の返納を行い、閉庁式を閉じた。

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

田沢湖町、角館町、西木村の3町村が合併して「仙北市」が9月20日発足した。“平成の大合併”といわれる市町村合併では秋田県内10件目、県内12番目の市としての新自治体誕生として新たな歴史の1ページを刻み始めた。

午前7時50分、旧町村役場を市役所庁舎とした3庁舎でそれぞれ開庁式が行われた。田沢湖庁舎で行われた開庁式には、町村議員から市議となった55人の議員と旧3町村の助役、教育長、合併協議会委員ら約80人が出席。市長職務執行者となった旧田沢湖町長、それに旧角館町長、旧西木村長が「仙北市役所田沢湖庁舎」の銘板の除幕を行った。

市長職務執行者は「今回の合併は地理的にも歴史的にもつながりのある3町村が一層の飛躍と発展するため実現した。旧3町村は、豊かな自然、多くの文化資産に恵まれ、四季を通じた観光地、農業、林業という貴重な財産を有し先人から受け継いできた。その資産を守り、魅力ある観光都市の実現に務め、北東北の拠点都市として住民が満足感と誇りを持ち、合併して良かったと思えるまちづくりに取り組むよう新市長に引き継ぎたい。」と式辞を述べた。

議会を代表して旧田沢湖町議会議長が祝辞を述べた後、市長職務執行者、旧角館町長、旧西木村長、県仙北地域振興局長らがテープカットして仙北市の誕生を祝った。

8時30分から新市としての業務をスタートし、窓口には多くの市民が訪れていた。

【タイムスケジュール】

- 6：35 部長級職員辞令交付
- 7：30 課長級以下全職員辞令交付
- 7：50 仙北市役所開庁式（銘板除幕、国旗、市旗掲揚、式辞、祝辞、テープカット、花火打ち上げ）
- 8：30 新市事務スタート
- 9：05 暫定固定資産評価審査委員会 辞令交付
- 9：15 暫定選挙管理委員会
- 10：35 特別職辞令交付 消防団員、交通指導員、防犯指導員
- 10：40 暫定教育委員会 辞令交付
- 11：00 農業委員会1号委員 辞令交付、農業委員会総会
- 13：00 市長職務執行者訓辞 西木庁舎
- 13：45 市長職務執行者訓辞 角館庁舎
- 14：50 市長職務執行者訓辞 田沢湖庁舎
- 15：30 部長級会議

② 合併記念式典

平成 18 年 2 月 17 日、仙北市民会館を会場に仙北市誕生記念式典を行った。

式では市長の式辞の後、町村合併に尽力された旧 3 町村長と議会議長が総務大臣より表彰され、総務大臣の代理として出席された総務省自治財政局交付税課黒田武一郎課長より一人ひとりに表彰状と記念品が手渡された。また、法定合併協議会の民間委員として尽力された方々（11 名）に仙北市長より感謝状と記念品が贈られた。

式典終了後、合併記念アトラクションとして、上桧木内小学校全校児童による「紙風船太鼓」、角館の「飾山囃子と手踊り」、田沢湖の「石神番楽」が披露された。



仙北市誕生記念式典

③ 新市初議会

仙北市の初議会は、仙北市長職務執行者により、平成 17 年 9 月 27 日午前 10 時より、仙北市田沢湖総合開発センターにおいて第 1 回仙北市議会臨時会(議員 55 名)が招集された。

(会期：～平成 17 年 9 月 28 日)

臨時議長には最年長者の藤原重雄議員を選出し、正副議長及び各常任委員会(3 委員会)、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会の正副委員長及び委員を選出した。この他、一部事務組合議員選挙及び農業委員会の議会選出委員の推薦を行った。

主な上程議案(報告)は次のとおり。

- ・議会関係条例・規則
- ・専決処分報告(15 件)

仙北市役所設置条例のほか 187 件の条例制定など

平成 17 年度仙北市一般会計暫定予算など

④ 市長選挙

仙北市長選挙は、平成 17 年 10 月 23 日告示され、3 氏が立候補した。

平成 17 年 10 月 30 日に投票が行われ、9,827 票を獲得し新市長に石黒直次が当選した。次点との差は 2,410 票、有権者 27,199 人、投票率 83.92%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市長は、平成 17 年 11 月 24 日午前 10 時より、仙北市田沢湖総合開発センターにおいて第 2 回仙北市議会臨時会を招集し、平成 17 年度一般会計暫定補正予算案等、以下の議案が上程された。

- ・平成 17 年度一般会計暫定補正予算案(一般会計ほか 11 件)
- ・教育委員会委員の任命について
- ・監査委員・固定資産評価審査委員会委員の選任について

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 18 年 4 月 9 日在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 24 人に対して 39 人が立候補した。

平成 18 年 4 月 16 日に選挙が行われ 24 人の議員が決定した。次点との差は 4 票、有権者数 26,995 人、投票率 85.96%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 17 年度旧町村の決算審査については、平成 18 年第 1 回仙北市議会定例会（会期：2 月 13 日～3 月 20 日）において平成 17 年度旧田沢湖町一般会計等決算審査特別委員会（委員 20 名）、平成 17 年度旧角館町一般会計等決算審査特別委員会（委員 18 名）、平成 17 年度旧西木村一般会計等決算審査特別委員会（委員 16 名）を設置し、3 月 3 日、6 日の 2 日間で審査した。

委員の選任については、旧町村の決算は在任している議員が選任され審査にあたった。

最終日、委員長が報告し、全会一致で認定された。

平成 17 年仙北市の決算審査については、平成 18 年第 8 回仙北市議会定例会（会期：12 月 5 日～12 月 22 日）において平成 17 年度一般会計等決算審査特別委員会（委員 11 名）を設置し、12 月 14 日、15 日、18 日の 3 日間で審査した。

最終日、委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

田沢湖町・角館町・西木村

- 1 合併の方式**

仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
- 2 合併の期日**

合併の期日は、平成17年9月20日とする。
- 3 新市の名称**

新市の名称は、仙北市（せんぼくし）とする。
- 4 新市の事務所の位置**

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。
(1) 新市の事務所の位置は、田沢湖町生保内字宮ノ後30番地（現田沢湖町役場）とする。
(2) 庁舎の利用方法は、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。なお、住民に対する窓口業務については、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。
- 5 財産の取扱い**

(1) 財産の取扱いについては、3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新市に引き継ぐものとする。
(2) 田沢財産区、生保内財産区、雲沢財産区は、新市において存続する。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い**

(1) 3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
(2) 新市の議会議員の定数は24人とする。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い**

(1) 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、平成17年12月19日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
(2) 選挙による委員の定数は、20人とする。
(3) 旧町村を区域とする3つの選挙区を設け、各選挙区ごとの定数については、合併時まで調整する。
- 8 地域自治組織**

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定に基づき、地域審議会を設置する。

9 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 3町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時まで調整を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。

11 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

12 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- (2) 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

【新市における事務組織・機構の整備方針】

- ① 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- ② 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- ③ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- ④ 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「地域センター」を設置する組織・機構
- ⑤ 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ⑥ 新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構

13 窓口業務の取扱い

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

14 慣行の取扱い

- (1) 新市章については、合併時に定める。
- (2) 新市憲章、新市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。
- (3) 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- (4) 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。
- (5) 新市民歌については、新市において定めるものとする。

15 字名及び区域の取扱い

町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。

16 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、当面の間現行のとおりとする。新市において統合再編に努める。
- (2) 3町村が行っている行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続する。なお、行政連絡員の行う業務については、合併時まで調整する。

17 市（町村）立学校の通学区域の取扱い

学校の通学区域については、現行のとおりとする。

18 コミュニティ活動の取扱い

コミュニティ活動については、新市において存続する。

19 一部事務組合等の取扱い

- (1) 3町村が現在加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (2) 事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。
- (3) 角館町外二か町村公衆衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。
- (4) 秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退する。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。
- (5) 各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。

2 0 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。

(1)各町村共通の団体について

- ① 3町村共通の団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- ② 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2)各町村独自の団体について

当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

2 1 社会福祉協議会の取扱い

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併を支援する。
- (2) 社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

2 2 地方税の取扱い

- (1) 個人の市町村民税の納期は、4期（6月・8月・10月・12月）とし、最終納期を角館町の例により12月28日とする。税率は3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (2) 法人等の市町村民税の均等割については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。法人税割の税率については、田沢湖町、西木村の例により12.3%とする。
- (3) 固定資産税の賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて、調整を図るものとする。
- (4) 軽自動車税の納期については、角館町、西木村の例により4月1日から4月30日までとする。
- (5) たばこ税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (6) 入湯税については、田沢湖町、西木村の例により入湯客1人1日150円とする。
- (7) 特別土地保有税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (8) 鉱産税については、3町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (9) 前納報償率については、角館町の例により0.5%×納期前月数とし、1納期に係る限度税額は、田沢湖町、西木村の例により20万円とする。
- (10) 国民健康保険税については、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないよう調整に努め、新市の賦課時に決定する。納期については、6期とし最終納期を12月28日とする。
- (11) 都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において事業の見直しを含めた検討を行い、将来的に廃止の方向で調整する。
- (12) 納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止する。

2 3 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 3町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 3町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金のあり方等を合併時に統一するよう調整する。
- (3) 各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努める。

2 4 補助金、交付金等の取扱い

- 補助金、交付金等の取扱いについては、制度の経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。
- (1) 3町村で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整する。
 - (2) 独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、これまでの実績、効果を考慮し、調整する。
 - (3) 統廃合できる補助金、交付金等については、統廃合に向け調整する。

2 5 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険給付事業については、3町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 保健事業については、3町村の事業の現状を踏まえ、3町村で差異のあるものは合併時に再編するものとし、3町村で差異がないものは、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

2 6 介護保険事業の取扱い

- (1) 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 保険給付の内容については、3町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

27-1 各種事務事業

各種事務事業については、次の事項に留意し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、その一元化に向け調整する。

- (1) 3町村が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整する。
- (2) 3町村が実施している独自の事務事業については、経緯・実情を考慮し調整する。

27-2 国際交流・広域交流事業

姉妹提携・友好提携など、3町村で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

27-3 広報広聴関係事業

- (1)新市において、広報誌を発行する。
- (2)新市において、ホームページを開設する。
- (3)その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。

27-4 納税関係事業

- (1)申告受付事務は、新市において調整する。
- (2)その他納税関係事務及び事業については、次の区分により調整する。
 - ①合併時までに調整するもの
 - ②新市において調整するもの

27-5 電算システム事業

電算システム事業については、合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時までに調整する。

27-6 消防防災関係事業

- (1)消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までに検討するものとする。
- (2)防災関係事業については、新市において調整する。
- (3)地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (4)その他の消防防災関係事務及び事業については、合併時に再編する。

27-7 交通安全関係事業

- (1)交通安全計画については、新市において新計画を策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2)その他の交通関係事業については、新市において調整する。

27-8 地域交通対策関係事業

生活バス路線維持、町営バス、秋田内陸縦貫鉄道等の公共交通機関の確保・充実に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

27-9 保健衛生事業

保健衛生事業については、住民の疾病予防や健康増進を図るよう調整する。

27-10 病院及び診療所

- (1)病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立田沢湖病院、市立角館総合病院とする。
- (2)病院事業については、地方公営企業法の全部を適用とし、事務の体制等については合併時までに調整する。
- (3)診療に係る諸証明の手数料（主な文書料）については、合併後に統一するよう調整する。
- (4)診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運営等については合併時までに調整する。

27-11 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、次の区分により調整する。

- (1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2)国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。
- (3)各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。

27-12 高齢者福祉事業

- (1)老人保健福祉計画については、新市において新計画を策定する。
- (2)高齢者福祉事業の各制度については、サービスの低下を招かないよう調整する。
なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整する。
 - ①国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
 - ②国又は県等が定める制度で、各町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。
 - ③各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。

27-13 児童福祉事業

児童福祉事業については、次の区分により調整する。

- (1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2)各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

27-14 保育事業

- (1)保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、運営形態については、新市において検討する。
- (2)保育内容は合併時現行のとおりとし、合併後に再編する。
- (3)保育料については、国の基準を原則に新市において定める。へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。

27-15 生活保護事業

生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。

27-16 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、次の区分により調整する。

- (1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2)各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。
 - ①合併時まで調整するもの
 - ②合併時に再編するもの

27-17 環境衛生事業

- (1)直営の火葬場、公営墓地は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2)環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整する。

27-18 環境対策事業

- (1)環境対策事務及び事業については、再編に向けて次の区分により調整する。
 - ①現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - ②新市において調整するもの
- (2)環境保全の推進については、新市において新たな基本計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

27-19 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。

- (1)ごみの分別・収集については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、収集区域、分別方式及び収集回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定のうえ、調整する。
- (2)ごみ処理に関する諸制度については、合併時まで調整する。
- (3)ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

27-20 農林水産関係事業

- (1)農林業の振興に関する計画は、新市において作成する。
- (2)農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3)新たな米政策に関連する事業は、合併時まで調整する。
- (4)畜産関係事業は、合併時まで調整する。
- (5)土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整する。ただし、採択済み事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6)林業関係事業は、合併時まで調整する。

27-21 商工・観光関係事業

- (1)中小企業振興対策事業は、角館町の例により調整する。
- (2)中小企業事業資金融資制度は、田沢湖町の例により調整する。
- (3)観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)観光イベント及びPR事業は、主催団体と協議の上、新市において調整する。

27-22 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者対策事業は、勤労者支援及び消費者保護の観点から新市において調整する。

27-23 建設関係事業

- (1)都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現行のとおり新市に引き継ぎ運用する。
- (2)町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市において市道認定基準を新たに策定する。
- (3)除雪計画については、新市において新たに除雪計画を策定する。
- (4)公営住宅及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5)用地取得については、合併後3年を目途に地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう取得額算定方法を調整する。なお、それまでは現行のとおりとする。

27-24 上・下水道事業

- (1)上水道（簡易水道、小規模水道を含む）事業について
 - ①上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。
 - ②加入金等の取扱いについては、合併時に角館町の例に統一する。
 - ③上水道使用料については当面現行のとおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整する。
- (2)下水道（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、簡易排水を含む）事業について
 - ①下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。
 - ②受益者負担金については、認可されている計画事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - ③下水道使用料については当面現行のとおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整する。
- (3)合併処理浄化槽設置事業について
 - ①補助金交付型事業の補助金限度額については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - ②市町村設置型事業（個別排水処理施設を含む）の受益者分担金及び使用料については、平成18年度までは、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4)設備整備補助金等の制度について
 - ①水洗便所改造資金助成制度については、合併後5年間は現行のとおりとする。
 - ②田沢湖町独自の助成制度については、合併時に廃止する。
 - ③西木村独自の集落排水環境整備費補助金については、合併後5年間はその例により、新市に引き継ぐものとする。

27-25 学校教育事業

学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に調整する。

27-26 社会教育事業

社会教育関係事務及び事業については、社会教育環境の充実を図ることを基本に調整する。

27-27 文化振興事業

文化振興関係事務及び事業については、同一又は類似する事業の統合若しくは再編を基本に調整する。

27-28 その他の事業

- (1)行政改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2)その他の事業については、経緯や実情を考慮しつつ調整する。

28 新市建設計画

新市建設計画は、別添のとおりとする。

調 印 書

田沢湖町、角館町、西木村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく田沢湖・角館・西木合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年 3月28日

田沢湖町長

佐藤清雄



角館町長

石黒直次



西木村長

田代千代流



特別立会人

秋田県副知事
西村 哲男
